

国自旅第315号  
令和2年11月27日

北海道運輸局長 殿

自動車局長

「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」等の  
一部改正について

今般、「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）」により、道路運送法の一部が改正され、関係政省令も同様に一部改正がなされたところである。

これを受けて、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日付け国自旅第161号）、「道路運送法第5章（自家用自動車の使用）及び第6章（雑則）に規定する申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針（平成18年9月15日付け国自旅第164号の3）、「自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて」（平成18年9月15日付け国自旅第144号）及び「自家用有償旅客運送自動車の運転者に対して道路運送法施行規則第51条の16第4項の基準に適合すると認められる者が行う講習の認定要領等について」（平成18年9月29日付け国自旅第186号）について、それぞれ新旧対照表の新欄のとおり改正するので、その趣旨を理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。

国自旅第315号  
令和2年11月27日

東北運輸局長 殿

自動車局長

「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」等の  
一部改正について

今般、「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）」により、道路運送法の一部が改正され、関係政省令も同様に一部改正がなされたところである。

これを受けて、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日付け国自旅第161号）、「道路運送法第5章（自家用自動車の使用）及び第6章（雑則）に規定する申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針（平成18年9月15日付け国自旅第164号の3）、「自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて」（平成18年9月15日付け国自旅第144号）及び「自家用有償旅客運送自動車の運転者に対して道路運送法施行規則第51条の16第4項の基準に適合すると認められる者が行う講習の認定要領等について」（平成18年9月29日付け国自旅第186号）について、それぞれ新旧対照表の新欄のとおり改正するので、その趣旨を理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。

国自旅第315号  
令和2年11月27日

関東運輸局長 殿

自動車局長

「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」等の  
一部改正について

今般、「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）」により、道路運送法の一部が改正され、関係政省令も同様に一部改正がなされたところである。

これを受けて、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日付け国自旅第161号）、「道路運送法第5章（自家用自動車の使用）及び第6章（雑則）に規定する申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針（平成18年9月15日付け国自旅第164号の3）、「自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて」（平成18年9月15日付け国自旅第144号）及び「自家用有償旅客運送自動車の運転者に対して道路運送法施行規則第51条の16第4項の基準に適合すると認められる者が行う講習の認定要領等について」（平成18年9月29日付け国自旅第186号）について、それぞれ新旧対照表の新欄のとおり改正するので、その趣旨を理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。

国自旅第315号  
令和2年11月27日

北陸信越運輸局長 殿

自動車局長

「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」等の  
一部改正について

今般、「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）」により、道路運送法の一部が改正され、関係政省令も同様に一部改正がなされたところである。

これを受けて、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日付け国自旅第161号）、「道路運送法第5章（自家用自動車の使用）及び第6章（雑則）に規定する申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針（平成18年9月15日付け国自旅第164号の3）、「自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて」（平成18年9月15日付け国自旅第144号）及び「自家用有償旅客運送自動車の運転者に対して道路運送法施行規則第51条の16第4項の基準に適合すると認められる者が行う講習の認定要領等について」（平成18年9月29日付け国自旅第186号）について、それぞれ新旧対照表の新欄のとおり改正するので、その趣旨を理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。

国自旅第315号  
令和2年11月27日

中部運輸局長 殿

自動車局長

「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」等の  
一部改正について

今般、「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）」により、道路運送法の一部が改正され、関係政省令も同様に一部改正がなされたところである。

これを受けて、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日付け国自旅第161号）、「道路運送法第5章（自家用自動車の使用）及び第6章（雑則）に規定する申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針（平成18年9月15日付け国自旅第164号の3）、「自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて」（平成18年9月15日付け国自旅第144号）及び「自家用有償旅客運送自動車の運転者に対して道路運送法施行規則第51条の16第4項の基準に適合すると認められる者が行う講習の認定要領等について」（平成18年9月29日付け国自旅第186号）について、それぞれ新旧対照表の新欄のとおり改正するので、その趣旨を理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。

国自旅第315号  
令和2年11月27日

近畿運輸局長 殿

自動車局長

「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」等の  
一部改正について

今般、「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）」により、道路運送法の一部が改正され、関係政省令も同様に一部改正がなされたところである。

これを受けて、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日付け国自旅第161号）、「道路運送法第5章（自家用自動車の使用）及び第6章（雑則）に規定する申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針（平成18年9月15日付け国自旅第164号の3）、「自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて」（平成18年9月15日付け国自旅第144号）及び「自家用有償旅客運送自動車の運転者に対して道路運送法施行規則第51条の16第4項の基準に適合すると認められる者が行う講習の認定要領等について」（平成18年9月29日付け国自旅第186号）について、それぞれ新旧対照表の新欄のとおり改正するので、その趣旨を理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。

国自旅第315号  
令和2年11月27日

中国運輸局長 殿

自動車局長

「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」等の  
一部改正について

今般、「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）」により、道路運送法の一部が改正され、関係政省令も同様に一部改正がなされたところである。

これを受けて、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日付け国自旅第161号）、「道路運送法第5章（自家用自動車の使用）及び第6章（雑則）に規定する申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針（平成18年9月15日付け国自旅第164号の3）、「自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて」（平成18年9月15日付け国自旅第144号）及び「自家用有償旅客運送自動車の運転者に対して道路運送法施行規則第51条の16第4項の基準に適合すると認められる者が行う講習の認定要領等について」（平成18年9月29日付け国自旅第186号）について、それぞれ新旧対照表の新欄のとおり改正するので、その趣旨を理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。

国自旅第315号  
令和2年11月27日

四国運輸局長 殿

自動車局長

「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」等の  
一部改正について

今般、「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）」により、道路運送法の一部が改正され、関係政省令も同様に一部改正がなされたところである。

これを受けて、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日付け国自旅第161号）、「道路運送法第5章（自家用自動車の使用）及び第6章（雑則）に規定する申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針（平成18年9月15日付け国自旅第164号の3）、「自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて」（平成18年9月15日付け国自旅第144号）及び「自家用有償旅客運送自動車の運転者に対して道路運送法施行規則第51条の16第4項の基準に適合すると認められる者が行う講習の認定要領等について」（平成18年9月29日付け国自旅第186号）について、それぞれ新旧対照表の新欄のとおり改正するので、その趣旨を理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。

国自旅第315号  
令和2年11月27日

九州運輸局長 殿

自動車局長

「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」等の  
一部改正について

今般、「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）」により、道路運送法の一部が改正され、関係政省令も同様に一部改正がなされたところである。

これを受けて、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日付け国自旅第161号）、「道路運送法第5章（自家用自動車の使用）及び第6章（雑則）に規定する申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針（平成18年9月15日付け国自旅第164号の3）、「自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて」（平成18年9月15日付け国自旅第144号）及び「自家用有償旅客運送自動車の運転者に対して道路運送法施行規則第51条の16第4項の基準に適合すると認められる者が行う講習の認定要領等について」（平成18年9月29日付け国自旅第186号）について、それぞれ新旧対照表の新欄のとおり改正するので、その趣旨を理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。

国自旅第315号  
令和2年11月27日

沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」等の  
一部改正について

今般、「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）」により、道路運送法の一部が改正され、関係政省令も同様に一部改正がなされたところである。

これを受けて、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日付け国自旅第161号）、「道路運送法第5章（自家用自動車の使用）及び第6章（雑則）に規定する申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針（平成18年9月15日付け国自旅第164号の3）、「自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて」（平成18年9月15日付け国自旅第144号）及び「自家用有償旅客運送自動車の運転者に対して道路運送法施行規則第51条の16第4項の基準に適合すると認められる者が行う講習の認定要領等について」（平成18年9月29日付け国自旅第186号）について、それぞれ新旧対照表の新欄のとおり改正するので、その趣旨を理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。